



申19号 「仕業検査有効期間の見直しについて」に関する申し入れ 団体交渉を行う！②

2. 仕業検査有効期間を見直す際の実施内容および移行方法を明らかにすること。

- ・見直しをダイヤ改正日(3月12日)にすると改定前の車両が混在するため、ダイヤ改正日に全車両が改定後の有効期間となるよう、3月1日に見直す。なお、2月28日のみ特例を設けて起算する。

3. 整備実施基準と電車整備標準(規程)の検査期日カウントの考え方が違う根拠を明らかにすること。

- ・省令の「列車検査」は、運行開始までの施行(いわゆる発前[㊦])が基本であるため、基本に立ち返り、仕業検査施行からカウントするのが良いと考えた。整備実施基準の“運行開始から10日”に内包されており、整備実施基準を超えることはない。
- ・今まで仕業検査から運行開始までの予備は6日を上限としていた。仕業検査後に予備のまま置いた場合、今使える状態かどうかを毎回確認する必要があった。その管理の煩雑さも見直す。

4. 臨時に仕業検査が必要な場合は、JR本体で対応するのか明らかにすること。 また、JR本体社員の技量維持の考え方および育成方法を明らかにすること。

(組合) 臨時の仕業検査は、グループ会社へ発注を行うのか。

(会社) 基本的にはそのような取り扱いを行っている。

(組合) JR 本体で仕業検査を行うこともあるのか。

(会社) JR 本体で行うこともある。グループ会社が常駐しない箇所に留置した場合等である。

(組合) JR 本体でも仕業検査の教育訓練をするのか。いざという時に本体が行えるようにしていただきたい。

(会社) 機能保全相当の検査を行える社員ならば(技術的には)仕業検査もできるので、日々訓練をすれば可能。また、(技管の)技術指導の社員もできるので、本体でも十分な技能はある。ただ、“慣れ”はあり、日頃グループ会社で行う時間ではできないが、異常時では(施行する)場所や作業環境を事前に確認する必要がある。技術ある社員ができるようにするためのフォローや教育を、必要であれば箇所毎に行いたい。

⇒仕業検査は臨時の場合も含めて基本的にはグループ会社で施行しつつ、JR 本体でも仕業検査を行えるよう、必要な教育・フォローすることを確認！

(組合) 仕業検査の委託時に、エルダー雇用の確保を労使で議論した。しかし仕業検査の有効期間見直しで働く場がなくなる組合員がいる。前提は65歳までエルダー雇用を維持するという考え方で良いか。

(会社) 業務の見直しは様々出てくるが、エルダー雇用を確保する前提は変わらない。

⇒エルダー雇用として、65歳までの雇用確保は変わらないことを確認！

(組合) 現に働いている組合員・社員の働く場がなくなった場合、(異動等の)本人希望はしっかり聞くべきであり、雇用を守ることは変わらないことを前提に、しっかり行っていただきたい。

(会社) どのような方が働いているかをみる。前提の65歳までの雇用は変わらない。

(組合) 仕業検査だけではなく、その他の業務の見直しも相まって委託が解消され、働いていた場所がなくなる。これまで鉄道の技術を培ってきたエルダーの方々の技術を活かせる場所の確保は重要であり、安全・安定輸送を担ってきたエルダーの貢献度は大きい。その方々が納得感を持って65歳まで働けるように希望を把握し、できる限り希望の仕事・勤務箇所に就けるよう配慮をお願いする。

(会社) 了解。そのような声があることは受け止める。全て希望を反映できるかという点難しいが、話をしないまま一方的に何かするという点でもない。しっかり把握しながら、必要な部分に関しては行っていく。

⇒働いていた場所が縮小・廃止する場合でも、希望をしっかりと把握することを確認！

その③に続く